

# 日本風景街道にかかる登録内容の再確認について

シーニックバイウェイ北海道 推進協議会

平成30年11月5日

**日本風景街道有識者懇談会における提言（平成30年8月）では、日本風景街道の登録開始から10年以上が経過し、社会動向が変化するなか、各ルートの活動コンセプトや活動内容等が不明確となっている場合があることから、構成組織や活動内容等、登録内容の再確認を実施するとされた。**



シーニックバイウェイ北海道では、「シーニックバイウェイ北海道実施要綱」第21条「ルート運営活動の点検」により、登録内容の再確認を既に実施している。

## (参考)

### シーニックバイウェイ北海道 実施要綱（H28.8.4改訂）

#### （ルート運営活動の点検）第二十一条

地域の活動団体等、代表者会議はルート運営活動計画に基づく活動を展開するとともに、社会情勢の変化等により地域がおかれている状況を勘案し、5年を目安に推進協議会及び有識者等によるルート視察、意見交換や自主的な点検・改善を行うものとする。

- 一 目指すべきルートの目標
- 二 ルートの活動状況
- 三 ルートの運営体制 等

# 「日本風景街道の発展に向けて 提言」概要



## 1. これまでの活動成果

- 平成17年12月に設立された日本風景街道戦略会議による提言(平成19年4月)を踏まえ、日本風景街道の枠組みを構築
- 平成19年9月より、地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、順次風景街道の登録を開始
- 登録開始から10年以上が経過した現在、全国で141ルートが活動
- 「美しい国土景観の形成」、「地域活性化」、「観光振興」等の分野で一定の成果

登録開始から10年以上が経過

## 2. 社会動向の変化

### ■多方面での関連法制度等の充実

- ・無電柱化推進法(H28.12)
- ・自転車活用推進法(H29.5)
- ・道路協力団体制度創設(H28.4)
- ・道路デザイン指針(案)、景観に配慮した道路附属物等がトラン策定(H29.10)
- ・まち・ひと・しごと創生法(H26.12)
- ・観光関連施策(日本版DMO、観光ビジョン実現プログラム2018、日本遺産、ジオパーク、農業遺産等)

### ■インバウンド増加等による機運の高まり

## 3. 発展に向けた課題

- 停滞が見られるパートナーシップが存在
- 「日本風景街道」の認知度が低い
- 関係者間の発展に向けた議論が不足
- 地元自治体との連携が不足
- 好事例や助成制度等の共有が不足
- ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない
- 資金・人員体制が不足

## 4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

### (1) 活動の活性化

#### ① 景観の整備・保全

- ・道路管理者や地元自治体を中心となって、民間と連携した景観整備・保全の推進方策を検討(道路景観・ビューポイント・自転車通行空間等の整備、無電柱化の推進、屋外広告物条例の活用等による沿道景観規制、定期的な景観点検の実施等)

#### ② 案内看板等の検討

- ・地方協議会やパートナーシップの案内看板等に関する議論を踏まえて、認知度向上のための案内看板等のあり方を検討(案内看板等の必要性の確認、設置条件などの検討等)

#### ③ 情報の発信・共有

- ・ブランド化や認知度向上のための全国横断的な情報ポータルサイトを検討、SNSによる情報発信を促進(情報ポータルサイトの設置、受け手を考慮した情報のカテゴライズ化、ウェブサイトでのロゴマークの積極的な表示やバナーの統一等)

### (2) 交流連携の推進

#### ① 道の駅との連携

- ・道の駅との連携による効果的な情報発信や相互の魅力向上のあり方を検討(道の駅を日本風景街道の情報発信や活動の拠点として活用等)

#### ② 同種活動との連携

- ・「道守九州会議」や「夢街道ルネサンス」等の同種活動が存在する地域での効果的・効率的な連携を推進(同種活動関係者との連携推進等)

#### ③ 関連施策との連携

- ・多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等との連携のあり方を検討(関連施策との連携推進、道の語り部育成、インバウンドへの対応(多言語化、多言語ガイド育成)等)

#### ④ 関係者の交流

- ・パートナーシップ同士や、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体、活動団体の交流を促進(全国的な意見交換の場の設置、好事例の共有等)

相互に連携

取り組みを支援

### (3) 活動環境の整備

#### ① 表彰制度の導入

- ・地域の魅力やモチベーションの向上、地元マスコミの報道による認知度向上、地元自治体や民間からの支援拡大などに寄与する表彰制度を導入(地方協議会での表彰の実施、全国表彰の早期導入等)

#### ② 登録内容の再確認

- ・社会動向が変化するなか、各ルートの活動コンセプトや活動内容等が不明確となっている場合があり、パートナーシップの構成組織や活動内容等、登録内容の再確認を実施(地方協議会での再確認の実施、活動コンセプト等の明確化、訪日外国人旅行者からの視点による新たな地域資源の発掘、関係者のコミュニケーションの向上等)

#### ③ 道路協力団体制度の活用

- ・パートナーシップの活動資金不足等の課題解決や賑わいの創出などを推進する上で、道路協力団体制度を効果的に活用(収益事業等の好事例の発信・共有、道路協力団体の指定拡大等)

#### ④ 支援体制の構築

- ・パートナーシップの効果的・継続的な活動を支援する仕組みや方法を検討(シーニックバイウェイ支援センターによる支援内容等を参考、地方協議会や道路管理者等による支援の仕組みや方法などの検討等)